

平成 年 月 日

菊陽町長 様

(申請者) 住所

氏名

印

利用者負担額算定に係る「寡婦（夫）控除みなし適用」申請書

子ども・子育て支援法の給付対象となる施設利用に係る利用者負担額の算定に際し、寡婦（夫）控除のみなし適用を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

在籍園名	児童名	生年月日
		平成 年 月 日生
		平成 年 月 日生

私は、所得を計算する対象となる年の12月31日時点及び申請時点で次の1から3のいずれかに該当していることを申し立てます。(該当する番号に○で囲んで下さい。)

1. 婚姻によらずに母となり、その後、婚姻（事実婚を含む）をしておらず、生計を同じにする子どもがいる者
2. 1であり、かつ合計所得金額が500万以下である者
3. 婚姻によらずに父となり、その後、婚姻（事実婚を含む）をしておらず、生計を同じにする子どもがおり、合計所得金額が500万以下である者

※この場合の子は、総所得金額等が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない子に限ります。

私は、菊陽町寡婦（夫）控除のみなし適用に関して、要件確認を行うために必要な範囲で、児童扶養手当に関する情報、及び戸籍状況を調査することに同意します。

平成 年 月 日

氏名

印

【添付資料】

- 発行から3ヶ月以内の戸籍謄本または児童扶養手当証書

【留意事項】

- 「寡婦（夫）控除みなし適用」は、税法上の控除は受けられません。
- 「寡婦（夫）控除みなし適用」を行っても利用者負担額の変更がない場合があります。